

会議名称	平成15年度第4回 情報公開・個人情報保護審議会会議録		
日時	平成15年12月25日(木) 14時～16時45分		
場所	杉並区役所 本庁舎中棟6階 第4会議室		
出席者	委員	江藤会長 市村委員 遠藤委員 佐々木(庸)委員 高橋委員 長津委員 夏目委員 野辺委員 花柳委員 柳澤委員 門脇委員 小松委員 鈴木委員 藤原委員 青山委員 小幡委員 茶谷委員	
	実施機関	村上総務課長 佐々木区民課長 岩崎課税課長 本木消費生活課長 手島介護保険課長 赤井保育課長 濱西福祉事務所長 関谷児童青少年センター所長 浅川健康推進課長 田中生活衛生課長	
	事務局	南方行政管理担当部長 高区長室長 [情報システム課] 中村課長 和久井副参事 藤本管理担当係長 鳥居運用担当係長 小林開発担当係長 塩畑開発担当係長 丸山開発担当係長 村野主査 [総務課] 牧島副参事 大井情報公開係長 増田主事	
傍聴者	1名		
配付資料	事前	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成15年度第3回情報公開・個人情報保護審議会会議録</li> <li>平成15年度第4回情報公開・個人情報保護審議会 報告・諮問</li> <li>平成15年度第4回情報公開・個人情報保護審議会 報告・諮問関係資料</li> <li>杉並区住民基本台帳に係る個人情報保護制度に関する条例において 改正すべき事項について</li> <li>防犯カメラの設置及び利用に関する基準について</li> <li>区の個人情報保護制度のあり方と杉並区個人情報保護条例において 改正すべき事項について</li> </ul>	
	当日	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成14年度第5回報告第30号/平成15年度第1回報告第16号 の資料(写)</li> <li>広報すぎなみ：平成15年12月21日号の写(一面のみ)</li> </ul>	
次第	1	平成15年度第3回会議録について	
	2	諮問・報告事項	
		総合行政ネットワークシステムに記録する個人情報項目について	諮問36
		文書管理に関する業務の登録について	報告28
		文書管理に関する業務の外部結合について	諮問37
		住民税システムに記録する個人情報項目について	諮問38
		消費生活相談システムに記録する個人情報項目について	諮問39
		消費者相談に関する業務の登録について(報告)	報告29
		介護保険情報伝送システムに記録する個人情報項目について	諮問40
		介護保険給付に関する業務の外部結合について	諮問41
		保育所設置費/障害児保育/緊急一時保育委託児童/保育所児童記録/保育所保護者会/保育所入所/子育て支援 に関する業務の外部委託について	諮問42
	施設措置システムに記録する個人情報項目について	諮問43	

内容 (審議結果)	学童クラブ入会・助成 / 学童クラブ児童記録 / 学童クラブ障害 児育成 / 学童クラブ保護者会 / 子どもと家庭に関する総合相談 / 児童館に関する地域団体 / 児童館ボランティア に関する業務の外部委託について	諮問 4 4
	保健衛生システムに記録する個人情報項目について	諮問 4 5
	保健福祉部相談 事業所健診に関する業務の外部委託について	諮問 4 6
	公的個人認証サービスに関する業務の登録について (新規)	報告 3 0
	住民基本台帳ネットワークシステムに記録する個人情報項目に ついて	諮問 4 7
	杉並区住民基本台帳に係る個人情報保護に関する条例におい て改正すべき事項について	諮問 4 8
	防犯カメラの設置及び利用に関する基準について	諮問 4 9
	区の個人情報保護制度の基本的あり方と杉並区個人情報保条例 において改正すべき事項について	諮問 3 5
	文書管理に関する業務の登録について	報告につ いて了承
	消費者相談に関する業務の登録について (報告)	
	公的個人認証サービスに関する業務の登録について (新規)	了承 (別 紙答申書 参照)
	総合行政ネットワークシステムに記録する個人情報項目について	
	文書管理に関する業務の外部結合について	
	住民税システムに記録する個人情報項目について	
	消費生活相談システムに記録する個人情報項目について	
	介護保険情報伝送システムに記録する個人情報項目について	
	介護保険給付に関する業務の外部結合について	
	保育所設置費 / 障害児保育 / 緊急一時保育委託児童 / 保育所児 童記録 / 保育所保護者会 / 保育所入所 / 子育て支援 に関する業務の外部委託について	
	施設措置システムに記録する個人情報項目について	
学童クラブ入会・助成 / 学童クラブ児童記録 / 学童クラブ障害 児育成 / 学童クラブ保護者会 / 子どもと家庭に関する総合相談 / 児童館に関する地域団体 / 児童館ボランティア に関する業務の外部委託について		
保健衛生システムに記録する個人情報項目について		
保健福祉部相談 事業所健診に関する業務の外部委託について		
住民基本台帳ネットワークシステムに記録する個人情報項目に ついて		
杉並区住民基本台帳に係る個人情報保護に関する条例におい て改正すべき事項について		
防犯カメラの設置及び利用に関する基準について		
区の個人情報保護制度の基本的あり方と杉並区個人情報保条例 において改正すべき事項について	継続審議	

開会	
会 長	開会のあいさつ
区長室長	本日は、大沼委員、佐々木（浩）委員から欠席ということでご通知をいただいております。
会 長	それでは、議事に入ります。最初に、第3回の議事録の確認をしたいと思いますが、訂正等ございますか。
区長室副参事	議事録の訂正箇所が何カ所ございましたので、次回に確定させていただきたいと思います。
委 員	議事録について私が申し上げてもよろしいですか。8頁に、図書館次長が「個人情報を除いたものについては蓄積していきたい」とおっしゃっていますが、その前段ですべてを蓄積なさるといふ答えに対して、私が将来図書館に必要な情報として蓄積するためであれば、個人の名前は必要ないのではないかと申し上げたら、「そのような方向で検討していきます」とお答えくださったので、そこは正確に議事録を作っていたらいいと思います。
区長室副参事	結構です。
会 長	それではいまのご意見も含めて、次回に議事録を確定したいと思います。では諮問事項について審議に入ります。
報告・諮問事項の審議	
区長室長	報告・諮問事項の朗読
(諮問文手渡し)	
諮問第36号・報告第28号・諮問第37号	
会 長	それでは審議に入りたいと思います。継続中の諮問35号までできるかどうかわかりませんが、47号、48号、49号に時間をとりたいと思いますので、前半部分はなるべくスピーディーに進めたいと思います。最初に諮問36号、報告28号、諮問37号について、一括して事務局から説明をお願いします。
政策経営部副参事	諮問36号について説明
区長室副参事	報告28号、諮問37号について説明
会 長	ただいまの説明について、ご意見はございますか。
委 員	3頁の項目8で、「第6条第1項第2号ただし書に該当する個人情報」とありますが、これは何ですか。
区長室副参事	これは情報公開条例第6条に、非公開の基準が定められておりまして、個人情報は原則非公開とされておりますが、その非公開の個人情報の例外として、公開できる個人情報の規定がございます。その例外規定としてのただし書のことです。法令や慣行で公にされている情報、あるいは公益上、公にする必要のある情報、公務員の職務執行情報、これらは個人情報ですが、公開できる情報という規定です。
委 員	1月の接続ということで、とても急いでいるようですが、これはそんなに急ぐ必要があるのですか。急がなければならない理由はなんですか。もう少し延ばせないのですか。
政策経営部副参事	接続の時期のご質問ですが、杉並区の場合、現在住基ネットには接続していませんが、いわゆる公的個人認証法という、インターネットを使った電子申請の際に使うときに適用される法律が、1月下旬の施行を予定していますので、それに間に合わずようにご提案いたしました。
会 長	他にございますか。なければ、諮問36号、諮問37号は決定です。報告28号は、報告を受けたということにいたします。
諮問第38号・諮問第39号・報告第29号	
会 長	次に諮問38号、諮問39号、報告29号が関連していますので、一括して説明をお願いします。
情報システム課長	諮問38号、諮問39号について説明
区長室副参事	報告29号について説明
会 長	ただいまの説明についてご質問、ご意見等はございますか。

委 員	<p>諮問39号について、39ある項目のうちの18番と26番についてお聞きします。18番の相談内容というのは、どの程度まで記録するのですか。26番の危険情報というのは、具体的にどういうことですか。</p>
委 員	<p>諮問39号、報告29号に関しても、相談とか内容とか、個人情報がたくさん入りますね。</p>
消費生活課長	<p>入ります。</p>
委 員	<p>文書ですと、すべてが終わった場合、裁断、抹消、廃棄、いろいろあると思いますが、インターネット上、最後の処分はどのような形になっているのですか。記録がずっと残るわけですか。それとも何かをもって破棄するのですか。</p>
消費生活課長	<p>5年保存ということになっていますので、5年間で消去いたします。国、あるいは東京都に提供する情報については、氏名、住所等の個人情報は含みません。その部分を除いたところを国なり、東京都に報告をするという形になっております。</p>
委 員	<p>ですから、この自治体とすれば5年で抹消しますね。</p>
消費生活課長	<p>そういうことです。</p>
委 員	<p>できればこういうものは何年で、何年間保管したら必ず抹消する、ということが明記されているとわかりやすいのですが、これは個人情報の詳しいことが載りますから、いま初めてお聞きしたのですが、国とか県に報告する場合は、統計的な数字だけが行くわけですね。それでしたらいいのですが、やはり個人情報がたくさん入りますから、それを明記していただきたいと思います。</p>
委 員	<p>37番の「処理結果」ですが、これは相談を受けて、こういう処理で相談を終わらせましたと言うのか、処理ということで完結までのことを言うのか。それから5年と言われますが、これはその問題が解決したと、それがいい結果に出るか、悪い結果に出るかは別として、そういう結果が出てから5年という意味ですか。</p>
消費生活課長	<p>まず処理結果については、例えば助言をしたとか、処理として斡旋が不調であったとか、そういう分類をするということです。 5年保存というのは、処理が終了してからです。終了するまでは相談カードとして控えていますので、それから年度で計算して5年後の年度まで保管するということです。</p>
会 長	<p>他にございますか。ないようですので、諮問38号、諮問39号は決定です。報告29号は報告を受けたということにいたします。</p>
<p>諮問第40号・諮問第41号・諮問第42号・諮問第43号・諮問第44号</p>	
会 長	<p>次に諮問40号、41号、42号、43号、44号について一括説明をお願いします。</p>
情報システム課長	<p>諮問40号について説明</p>
区長室副参事	<p>諮問41号、諮問42号について説明</p>
情報システム課長	<p>諮問43号について説明</p>
区長室副参事	<p>諮問44号について説明</p>
会 長	<p>ただいまの説明について、ご意見、ご質問はございますか。</p>
委 員	<p>11頁の諮問42号ですが、個人情報の項目がたくさんございまして、その中の27番の生育歴というのは、どの辺まで記録なさるのか、これから先は記録はしないとかが、具体的なところを教えてくださいたいと思います。</p>
保育課長	<p>この保育園については、産休明けの0歳児から受け入れる施設がございまして、その中で例えば0歳児から病気があるとか、どのように健康に育っているとか、一般的なことと障害等の問題も含めまして、その子供の保育に必要な生育歴です。</p>
委 員	<p>諮問41号ですが、例えば都にいく場合は数字で、統計でいくというお話でしたが、国保連にいく場合、全部氏名、性別がいきます。その場合、要介護を受けていること自体が、場合によっては社会的影響が強い個人情報だと</p>

	<p>と思いますが、この氏名、性別がその後、国保連にいつからどうなるのですか。</p>
介護保険課長	<p>国保連には審査支払いというのを委託しているわけです。審査支払いというのがどういう形をとるかといいますと、サービス事業者がサービスを提供したことに伴って、介護報酬を払ってほしいという請求です。一方では、ケアマネージャーがこういう方について、自分がケアプランを作って、サービスを提供したことを確認するという給付情報です。それらと杉並区が提供する個人の受給者情報、この3つが相まって介護報酬を支払うという形です。そのためにどうしても個人を特定するということが、性別等も必要になってくるということです。</p>
委員	<p>ですから、国保連のほうで氏名がわかりますが、それに対する保険というのは実態としてはないのですか。要するに、外部に漏れないような保険です。</p>
介護保険課長	<p>現段階では、国保連はどことも情報等の結合をしておりませんので、国保連の外に漏れることは考えられません。</p>
委員	<p>はい、わかりました。</p>
会長	<p>他にございますか。</p>
委員	<p>諮問44号でお尋ねします。学童クラブのNPO委託というのが進んでいるように聞いていますが、それは議会ではどの辺まで決定しているのか、まだ審議途中なのかをお聞きします。それから、この情報を区が収集してNPOに渡すのか、それともNPOが独自でこれらの個人情報の項目を収集するのか。3つ目は、具体的な項目について、21番の生育歴、41番の団体加入の「団体」がわかりませんので、ご説明をお願いします。</p>
児童青少年センター所長	<p>委託については、現在受託法人を決定して、議会の保健福祉委員会に報告をさせていただいたところです。委託契約の締結については、平成16年度予算が成立後ということになります。委託当初については区が提示をして、その後運営業務を委託しますので、NPO法人が収集していくこととなります。</p> <p>生育歴については、障害児の入会を各学童クラブが4名ずつ受け入れておりますので、障害児のこれまでの生育歴について、障害の程度を把握することも含めて収集していく必要があるということです。団体加入については、学童クラブの運営は、児童課のボランティア団体等との連携も必要になってきます。この団体加入というところは、そうしたボランティア団体への加入状況についての記載事項です。以上です。</p>
委員	<p>ボランティア団体をもう少し具体的にお願います。例えば、こういうものがあるとか教えていただければと思います。</p>
児童青少年センター所長	<p>地域の子育て支援にかかわる、さまざまなものです。児童館へ行きますと母親クラブという団体もございまして、また子育て支援のためのグループ活動等の展開がいろいろなされているところで、そうした各種多様な団体が存在しているということです。</p>
委員	<p>ありがとうございます。</p>
会長	<p>他にございますか。</p>
委員	<p>先ほどの答えで逆に引っかけたのですが、個人情報の項目は区のほうでやるわけですね。先ほどの話ですと、委託後にNPO法人がこの情報を収集すると言っていたのですが、そうではなくて、むしろ委託のときにこの情報をNPO法人に渡すということではないのですか。</p>
児童青少年センター所長	<p>そうです。委託の時点では、現在入会している学童のお子さんたちがいますから、その情報は引き継ぎということで出していくこととなります。その後の新入会児童等、これから運営が軌道に乗ってきた段階で、随時NPO法人がそれぞれの情報を管理していくことになると思います。</p>
委員	<p>そうですね。ここにある49項目を引き継ぐ時点で、在籍している児童館の子供のデータは、委託時に引き継がれるということですね。</p>

児童青少年センター所長	言葉足らずでした。そのとおりです。
委員	諮問44番は大変なのですが、11番の身体・精神・知的障害の状況と、21番の生育歴をあえてこういうふうに分けた理由はということなのですか。先ほどの生育歴の説明では、11番の中身で包括できるような気がするものですから、その辺でどういうことかお聞きします。
児童青少年センター所長	障害を持っているお子さんの入会については、集団育成が可能であるという条件が付いていまして、障害児入会審査会という会を経て、入会が可能かどうかの可否を決していきます。身体・精神・知的障害の状況は、そうした障害の程度を知ることと、級別等です。生育歴については、育成していくときの留意点を区のほうで掴んでいく必要があるということで、いままでの生育歴のプロセス、経過等については把握していくということです。
委員	それになると、やはりその子の状況を掴まえるというか、状況を詳しく知るといことからすると、一体にすると何かまずいのですか。つまり、お聞きしていることは、できるだけ個人情報の数を少なくしながら、なおかつ正確にという視点だと思うのですが、その辺との関連で分けなくてもいいような気もしますが、あえて分けている理由もおっしゃったのですが、その辺をもう少し聞かせてください。
児童青少年センター所長	入会のファクターで、障害の程度を知ること、身体障害の級別でどの程度かということは1つの情報として掴まなければいけないことがあります。一方で、入会した後の育成の面から、生育歴等の留意点を把握していくところがありますので、それを切り分けて対応しているところです。
委員	26番の遊びの関連で、友人関係と周囲の環境があるのですが、これは具体的にどういうことを指すのですか。
児童青少年センター所長	これも主として一般のお子さんもそうですが、特に障害を持っているお子さんについては、周囲の環境変化等についてどういうふうにご経過しているのか、周囲の環境がどういう状況になっているのかということも、障害児の育成をしていく上で把握させていただいているところです。
会長	よろしいですか。
委員	入会に当たっては、たぶん審査があると思いますが、これは運営をNPOに徐々に移譲していく段階で、NPOが自主運営になって、審査もそちらで行うことになるのですか。
児童青少年センター所長	これは業務運営の委託ですので、最終的に私どものほうが決定していく形になります。ただ、その段階で一定の面接等の補助的なところを担っていただくところがあります。
委員	たくさんある情報の中には、一部は区で管理し、一部はNPOで管理というふうに分けもできる気がするのですが。
児童青少年センター所長	これはその後の運営の中で、障害児の育成のところはとりわけそうですが、運用を担っていく以上、当然お子さんの身体状況や家庭環境等の一定の理解と把握は必要になってきますので、入会の審査や面接という側面だけを切り分けするのは難しいところがあり、どうしても共有しなければいけない情報になると思います。
会長	それでは40号から44号は決定にさせていただきます。
	諮問第45号・諮問第46号・報告第30号
会長	次に諮問45号、46号、報告30号について、一括して説明をお願いします。
情報システム課長	諮問45号について説明
区長室副参事	諮問46号、報告30号について説明
会長	ただいまの説明についてご質問、ご意見はございますか。
委員	15頁の諮問46号ですが、この外部委託が実行されますと、血液検査の結果に関しては業者から直接私たちにお知らせが来ると考えていいのですか。

保健予防課長	これは保健センターで行っている健康相談と事業所健診における血液検査の委託ですので、その結果は保健センターでの健康相談、事業所健診でお返しすることになりますので、ご本人に直接郵送等でお返しすることではございません。
委員	そうしますと、業者に個人情報の項目の1から4まではお知らせしなくてもいいわけですね。例えば血液検査というのは、血液を採ってカプセルに入れて業者に渡しますが、その場合はナンバーが何かにしておいて、そのナンバーの検査結果が返ってきたところで、その検査を受けた当人に通知が来ればいいわけで、業者には氏名、性別、生年月日、電話番号は知らせる必要がないと思いますが。
保健予防課長	血液検査の結果だけではなくて、その結果を診断書等にしてご本人に保健センターからお返しするのですが、診断書等の様式の打ち出しとありますが、紙に印刷したものを保健センターに提出することも含めた委託ですので、その打ち出した内容の中に氏名等の情報も記載するということです。
委員	血液検査というのは、とてもナーバスな情報で、妊娠の有無とか、エイズの感染の有無とか、肝炎とか、とても重要な個人情報が入っております。システムを変更すれば、氏名、性別、生年月日、電話番号は業者には渡さなくても十分可能だと思いますが、その辺は検討する予定はございませんか。
保健予防課長	この血液検査の中身としては、コレステロールや血糖等ということで、エイズの検査等はこれには入っておりません。今後、委員のおっしゃる方向も検討はしていきたいと存じますが、いまの時点では診断書の打ち出しも含めた形での委託を考えております。検査の結果も含めて打ち出しをすることで考えております。
委員	ここに書いてある項目で、例えば番号だけということですが、我々は普通の集団健診を受けても、それを間違わないようにするために、人の検査の結果が届いては困るということで、二重三重に間違わないようにするために求めているのではないのですか。
保健予防課長	そのとおりでございます。
委員	血液検査のことばかり言いますが、情報で大事なものは血液だけではなくて、血圧も、尿検査にしても、「あなたは糖尿ですよ」とか、X線をやって「あなたは胸が悪いですよ」といろいろなものが出てくるわけです。これは全部個人情報です。その個人情報が間違っただけで行ったのでは困るのです。ですから、そういうところでこれは必要なのではないですか。
保健予防課長	今回の委託の中にレントゲンや血圧などは入っていませんが、委員のおっしゃるとおり、間違わないように二重三重という意味も当然含んでおります。
委員	その間違いが発生しないために、具体的な氏名、年齢、性別、電話番号を載せなければならない、これしか方法はないのだということはないように思うのです。別の方法を考えればいいことではないかと思えます。健康に関する情報は本当に個人の大事な情報ですから、他に変わるシステムがあれば、間違いがなく済むシステムをこれから考えることができるのであれば、これは安易に渡されることはあってはならないと思うのですが、その辺はどのように認識されていますか。
区長室長	これは番号だけのチェックだけではなくて、この業務の中で検査した項目をチェックして、さらにプリントして、それをお渡しする前段階までの業務も含めて行うということで、一体的に行っておりますので、こういった形式をとっているとご理解いただければと思います。
委員	私ども臨床の場で、検査というのは大変もうございます。内部で処理することもございますが、外部にお願いするものもたくさんあります。お話の中にもあったように、間違いは絶対にあってはいけないという内容です。従来見ておりまして、いろいろな方法でやってみましたが、いちばん間違いがないのが住所、氏名、年齢が入っている基本的なものです。ですから、個人の

	ものがあることは当然ですが、相手のほうも十分それを認識して作業しております。その辺までいくと、むしろ検査そのものを問題にするようになってしまいますので、検査をお願いする場合には、すべての施設がこれを使ってあります。
会 長	他にございますか。諮問45号、46号は決定、報告30号は報告を受けたということにいたします。
諮問第47号・諮問第48号	
会 長	次に諮問47号と48号について説明をお願いします。
情報システム課長	諮問47号について説明
区長室副参事	諮問48号について説明
会 長	ただいまの説明について、質問、ご意見はございますか。
委 員	横浜方式を杉並区が採用したために、見直しが必要になったというご説明だったと思いますが、現在、東京都との交渉の進捗状況、総務省との交渉との進捗状況など教えてください。
区民課長	東京都、総務省との協議の関係は、私ども横浜方式で認めていただいて接続するようお願いしているところですが、現在、総務省の返事は、個人情報保護法も成立して、すでに第二次稼働が始まっている状況の中で、これから段階的参加ということはないのではないか。基本的に全員参加がいつできるかを明示しなければ、横浜方式での参加も認められず平行線を辿っています。
委 員	東京都はどうか。
区民課長	横浜方式は、総務省、神奈川県、地方自治情報センター、横浜市ということで、基本的に総務省が最終的に判断することである。東京都は横浜方式というのは、東京都の知らない所でやられているものだと。神奈川県という県がやっていることで、東京都は横浜方式について直接かかわる立場にない。基本的に住基ネットを所管する総務省が最終的には判断する事項ということで、基本的に総務省と直接話してくださいという話しになっています。
会 長	他にございますか。
委 員	いま説明のあった諮問48号、諮問47号の準備するにはどのぐらいの期間がかかるのですか。
区民課長	具体的に接続する場合の準備ということによろしいですか。現在のところ全く切断していますので、まず機器類のバージョンアップから始めなければいけないということで、いろいろな手順を含めて、システム課とよく打ち合わせをしなければいけないところです。
情報システム課長	技術的な問題がありまして、現行の住基システムからバージョンアップをしなければいけない。総務省から新たなプログラムの公開がされていますので、そういったものにまず塗り替えなければなりません。 情報というか、大量のデータを一気に送らなければならないこともありますので、東京都のほうにもそれなりの準備をお願いして、必要があれば東京都のシステムも若干の修正を加えてもらわなければならず、そういったことを加味して、早くても2カ月間ぐらいかかります。 横浜方式で協議が整った場合、さらに横浜方式にするために準備しなければならないシステム修正もありますので、それも併せてやらなければなりません。ですから協議が整いましたから、明日から接続です。ということはありません。
委 員	横浜方式のために新たな準備も含めて、大体2カ月ぐらいは必要であるということですが、冒頭の質問者との関係でも、都は総務省と話さない。総務省はいまさら部分参加はとんでもない、一括参加でなければ認めないという話がありました。 この間の新聞の報道では、区長が横浜市の横浜方式は認めて、杉並区が横浜方式で参加しようとしているときに、杉並区のほうは認めないということであれば、場合によっては司法に訴えてでもやるという報道がされたと思い

	ます。こういうことになってしまうと、その辺はどんな傾向になっていくのか。その結果によっては、裁判が長引いて、1つは準備ができて、なかなか接続ができないとか、裁判の結果によっては接続することがなくなってしまうとか、いろいろあると思います。「司法に訴えても」と区長が言われている背景や見通しについては、所管としてどうお考えですか。
会 長	それは審議と少し離れるので、簡単にご説明をお願いします。
区民課長	いま1月末を1つの目途として、総務省と鋭意協議するように努力しているところです。その後のことについては、いまのご質問も含めて、これからより区民のために、早く何らかの結果を出していかなければならないということで努力しています。
委 員	実際に処理をする情報の件数は、50万とか52万ということによろしいですか。
区民課長	基本的に都へ送信する件数は、そういうことです。
委 員	これはいまある住民基本台帳を、ネットに接続するために、手を加えなければ接続ができないので、接続をしたいということをお聞かされていると思いますが、そういうことでもいいわけですか。
区民課長	今回お願いしているのは、電気通信回線によって通知していただきたいということで、基本的にはCSサーバーを通して回線が繋がれば通知していくので、そのための具体的な対象事項を明らかにすることで条例の見直しをお願いしています。
委 員	資料の9頁で、いま非通知申出数が8万6千余と書いてありますが、これは11月28日までに実施した結果ということですが、今後、非通知にしたい人が出てきたときはどうするのですか。
区民課長	基本的には横浜方式を進めておりますので、横浜も期限後の例外は一切認めておりません。杉並区としても横浜と同じようにやるために、国との協議等を進めるための要件にもなりますので、一斉の調査については28日をもってすべて終わらせていただきます。ただ、横浜と同じように、これから転入されて来る方、あるいは出生された方については、その日から1カ月は受け付けを行います。
委 員	これについて私は賛否を保留にしたいと思います。つまり、区長の発言や長野県における実験の結果、危険性が新たに指摘され、区自身としても調査に出掛けて、それを調査会議で報告をして新たに検討して、対応をしたいという報道もされていますので、そういうものを見てからやる必要があるのではないかと。この間も区としては慎重に、また漏れてはいけないということも含めて、より厳重な条例を作ることで一生懸命やられていることには私も敬意を示していますが、保留にしたいということです。
会 長	わかりました。
委 員	私も保留です。
会 長	反対ではないのですね。
委 員	接続することには保留をさせていただきたいと思います。
会 長	お二人は保留ということですが、残りの方は賛成でよろしいですか。それでは保留2人を除いて多数決で諮問47号、諮問48号については決定です。諮問37号から諮問47号、諮問48号まで含めて、一応全部決定になったわけですが、答申案については、もう1つ残っております。防犯カメラの問題ですが、それはあとで一括して答申案についてお諮りしたいと思います。それでは休憩にします。
( 休 憩 )	
諮問第49号	
会 長	定刻ですので再開します。先ほども申しましたが、諮問第49号について説明をお願いします。
区長室副参事	諮問第49号について説明
会 長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問等はございますか。

委 員	<p>犯罪件数が増えているという資料を添付して下さっていないので、それをいただきたいと思うのです。犯罪が増えているというのは、マスコミなどでは言われていますが、実際に警察庁のホームページでは、例えば「歌舞伎町で監視カメラを設置したけれども、犯罪件数が増えた」というのは、今週の日曜日に、TBSの6時からの番組でも警察の方がおっしゃっていました。それから『法律時報』の11月号で、元法務省官僚で龍谷大学の浜井浩一教授も、「犯罪が凶悪化しているとは思えない」などといった特集記事もありますので、本当に犯罪が増えているというきちんとしたデータを出していただかないと、議論の根拠になるところが築けないのではないかと思いますので、その資料を出していただきたい。</p>
総務課長	<p>本日お配りした資料の13頁をご覧くださいと思います。表1は警視庁が発表した数値でございますが、これを見ていただければ平成10年には約25万件だったのが、平成14年には約30万件ということで、1.2倍に増加しているという資料がございます。</p> <p>それから杉並区における過去5年間の刑法犯ですが、これは平成10年が約6,000件、それが平成14年は約11,000件ということで、1.6倍に増えているという統計数字がございます。</p>
委 員	<p>これは警察の発表の数字でして、認知件数というのは警察が受け付けた犯罪の件数なのだそうです。あまり忙しいと検挙率が落ちるので、認知を受け付けないということも警察はするそうなので、そういうことは『法律時報』の11月号で官僚の方もおっしゃっているわけですから、この警察発表の数字だけではなくて、もう少しちゃんとした資料をいただきたいと思います。</p>
区長室長	<p>警察の発表が正式なちゃんとしたデータではないと言われると、我々は、日本の司法を担っている警視庁のデータを信用できない、という論拠の上で議論することになり、これはなかなか難しいと考えます。</p>
委 員	<p>それから、いいですか。</p>
会 長	<p>ちょっと審議会のそれとはずれてくると思うのです。</p>
委 員	<p>いただいた、この頁の資料を踏まえてしか議論ができないというのは、ちょっと不足ではないかと私は考えますので。</p>
会 長	<p>いま言った刑法犯のことに、認知件数云々というような議論になってしまうと、それはもう刑法学界で年中やっているような議論で、ここでいくら議論しても結論は出ないと思います。そういう意味です。</p>
委 員	<p>わかりました。</p>
会 長	<p>他にはいかがですか。</p>
委 員	<p>もう一つ。防犯カメラが犯罪予防に役立つというご説明で、長崎の事件の解決に役立ったということですが、あれはたしか屋上に監視カメラがあることに、悪戯をしてしまった後で12歳の子供が気がついて、パニックになって子供を突き落としてしまった、という地裁発表の記事が新聞に載っていましたから、あながちカメラがあれば犯罪を未然に予防できるということにはならないわけですからね。</p>
会 長	<p>それはもちろん両面あるので、私もそれは言わずもがなと思っています。問題は何かというと、やはり現時点においてプライバシー保護というものを、よりきちんと杉並区で確立していこうとしている場合に、コンビニであれ、スーパーであれ、現実を見るとむやみやたらに設置されてきているわけですね。それを野放しのままで放っておくことがいいのかどうかと。</p> <p>やはりプライバシー保護の観点から杉並区における、いわゆる防犯カメラを使用する者の基本原則や、基本的な運営のルール等々をきちんと決めておくほうがいいのか、というように考えるか、それとも、もう一つは変な言い方になるかもしれませんが、プライバシー原理主義で、プライバシーを守るためには一切そういうのはいらないと考えるか、どちらかだと思っております。</p> <p>ですから、その辺のところ非常に難しい問題があるのだけれど、当審議</p>

	<p>会としては、やはりプライバシー保護の観点から一切いらないということになると、こんな議論もいらないのです。お墨付きを与えているわけだから、先ほどの血液の云々についても「審議会でパスしたからやってもいい」ということになってしまうでしょう。そうすると、もう自分のプライバシーは自分で全部守れ、ということにもなりかねない。だから、その辺の線引きをどうするのかというのは、本当に頭が痛いところなのですが、そういった観点からこの審議会としては議論せざるを得ないのではないかと、ということなのです。</p> <p>別にここでもらった資料だけというのではなくて、この中でおかしいと思うことについて、この諮問に基づいて、区として条例等々を作っていくわけですよ。区長の諮問を受けて、提案していくわけでしょう。だから、もしも区長の認識が甘かったら、きちんとこう考えなさいよと言うのが、ここでのせいぜいのところ、審議会の役割ではないかと思うのです。</p>
委員	会長がおっしゃるとおりです。
会長	そう言ってくだされば幸いです。
委員	パブリックコメントが、今月の末から1月6日でしたでしょうか、受付期間ということになっておりますので、その意見も見せてもらってから諮問するのが、私としては妥当ではないかと思っておりますので、今回は保留ということにさせていただきたいです。
委員	<p>私は防犯カメラというのが、杉並の商店街にゼロだということにはとても驚いたのですが、いずれにしろ防犯カメラという形でカメラが増えていくのだったら、それでこちらの情報保護という観点からすれば、それを規制するというか、それにある程度の枠をかける今回の防犯カメラ条例というのは、有効ではないかと思うのです。</p> <p>私たちが黙っていても、どこかで防犯カメラがどんどん野放しに増えていくよりは、そこに枠を据えて、止められないまでにしても、ある程度は区で規制というか、「こういう形でやってください」ということで枠をはめていくというのは、この審議会でもある意味で役立っていることではないかと思って、これは感心して見ているのですけれどもね。</p>
委員	2つあります。1つは我々に課せられたのは、区長が防犯カメラを設置するという方針に対して、「では、プライバシーの保護をさせるための条件は何か」ということで、答申をしなければいけないわけです。だから我々に与えられた課題は、防犯カメラの是非ではないのですよね。そういう視点から質問をしたいのですが、専門家会議で届書についての情報公開の論議がなされたようですが、現段階で区の方針はどうなのでしょう。大変微妙な問題ではあると思うのですが。
総務課長	これは設置する事業者の防犯上の問題もございますし、セーフティーの問題も含んでいますので、これは非常に微妙な問題です。この点については今後条例を議会に提出するまでに、早急に詰めていきたいと考えています。
委員	<p>ここに書いてありますように、防犯カメラを付けてはいけないという法律の規制は何もないのです。これはどんどん付けることができるのです。そして、現に付いているわけです。これから増える可能性もあるのです。そうなっていくと、プライバシーの侵害というのは、現在あるカメラによって侵害が発生するかもしれないのです。それを、他の人の意見を聞いてから、もう少し期間を置いてから、というようなことになると、侵害があった場合はかえって期間を延ばすことが、侵害を増やす傾向にもなってしまいます。これは、なってしまってからでは困るのです。</p> <p>だから私の考えでは、こういう諮問をしたのは、いまあるものを侵害されないように、1日でも早く規制してしまおうと、こういう趣旨で侵害を防ぐためにやろう、ということに諮問されているのだと思うのです。だから、「カメラを付けたら駄目だよ」というご意見なら、これはいま会長が言ったように、言ったところで規制する法律がないのですから、付けられたら終わ</p>

	<p>りですよ。</p> <p>それから、カメラによって犯罪の検挙が減っているなんていうことはあり得ない。これは増えているのです。例えば皆さんが新聞紙上で見ても、銀行のATMがありますよね。あれは、みんなカードです。盗んだカードを使って、金をどんどん出しているわけです。あれはカメラがなければ、一体誰が出したかわかりませんよ。ところが、あれから特定して犯人を検挙しているわけです。そういう意味において、これは無用の長物ではないのです。</p> <p>ただ問題は、これを付けることによって発生するであろうプライバシーの侵害をどうやって防ぐか、ということのほうが重要なのです。カメラを規制するものがないのですから、付けてはいけないという法律がないのですから、そういう状況においてどうやってプライバシーの侵害を防ごうか、それにはどういう規定を作ったらいいだろうか、こういうことの方が重要なことではないかと私は思うのです。だから現段階において、区がこういう諮問をするのは、私は当然だと思います。これは私の意見です。</p>
<p>委員</p>	<p>私もいまの委員と全く同じなのですが、本当は防犯カメラなどない世の中のほうがいちばんいいのです。でも、やはり現実にはこういう時代ですから。</p> <p>ただ、カメラの設置場所の下に「杉並区防犯カメラ条例に基づいて設置されています」ということがはっきり明示されていれば、区民としては「区が管理して、守ってくれているな」、「個人情報、画像の処理なども変に扱われないようにしているんだな」ということがわかれば、それはすごくいいことだと思います。</p> <p>というのは、ある区立公園で強盗があったのです。ところが、その公園は防犯カメラも何もないものですから、24時間水銀灯はついているのですが、加害者と被害者とで公園内で事件が起きてしまったのです。これは、「このときに防犯カメラがあれば、犯人の特定ができたのに」と思っても、結局犯人が逃げてしまえば、もう全然わからないわけです。だから安全のためにも、防犯カメラというのは必要悪としてあったほうが望ましい。</p> <p>しかし撮影される人たちというのは、区民とは限らない。どんな場所でも全部、区民以外の人が行動しているわけですから、その場合の対応というのも大変なことになる。あくまでも「区民のいろいろなプライバシーを守る基準に則って、このカメラは設置されています」という程度の、立入調査も何もないようですし、公表だけということですから、やはりこれがもし悪意に満ちた利用をされて、普通に俯瞰で撮っているものが、実はコントロールしている人がズームアップにして撮っていたりということがあってもいい。ある程度行政がその点の約束を交わしてやることは、いまの世の中の流れから、これはやむを得ないことだと思います。ないほうが素晴らしい社会なのだけれど、そういうものをしなければならぬ世の中というのがいまの現実ですから、やはり必要だと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>今回はいわゆる出された諮問について、賛成、反対ということではなくて、広くこの審議会の意見を聞きたいという内容だと思います。</p> <p>先ほど会長が言われたことに尽きているとは思いますが、やはりプライバシーの保護と、犯罪を検挙するというぎりぎりのせめぎ合いの中で、全国で防犯カメラがどんどん付いている。それでは、やはり犯罪の防止には一定の効果があっても、プライバシーは守っていけないだろうという意味で、全国で初めて杉並区がこういう条例を、プライバシー保護の観点から作ろうとしているわけです。</p> <p>しかも3番のところ、(1)から(8)まで、この条例の骨子がすでに提出されているわけですよ。ですので、意見を求められている立場の一人としては、いろいろ細かいことはあろうかと思いますが、基本的に区がいま考えている3番目の条例(案)について区の考え方、これを踏襲する中で、またこれから区民の皆さんの意見の聴取も来月の6日まであるようですから、その辺を勘案して、最終的には議会で決定をするということですので、</p>

	私自身の意見としては、やはり区が今日お出しになっている条例案、区の考えについて、これを基本として答申をすべきだろうと考えております。
委員	<p>23頁の第5の防犯カメラ取扱者等の義務と、26頁の実行確保策、これはまさに表裏一体だと思うのです。例えば重大事故が発生した場合の通報マニュアルといいますか、通報の義務ですね、それに対して、立ち会って内容をチェックする義務といいますか、これは区だけで独自にやる問題ではないと思いますし、当然警察関係者と、その写っている内容についてチェックするということを考えると、やはり届出の義務というものを、もう少し踏み込んで考えるべきではないかと思います。</p> <p>例えば一定期間保管してあるビデオで、一定期間、誰と誰が立ち会ってチェックするとか、あるいはその中からカメラの取扱者自身が発見した、重大事件に繋がるような画像があった場合の届け先、そういった緊急事態に対する処置というものを、もう少し盛り込んでいくべきではないかと考えております。</p>
委員	私の意見ですが、専門家会議をほとんど通して傍聴しました。その経過を聞いていましたら、最初に区が提出したたたき台、大綱の中には、プライバシーの保護が強く謳われておりましたが、審議を重ねていくにしたがって、どんどん後退していったのを見ております。その辺は設置推進にもなりかねないような、区の(1)から(8)までの諮問内容、条例案ですから、「ちょっと待ってくれ」という意見、気持がございます。それで質問です。
委員	意見を言ってから質問というのは、会議の原則から外れていますよ。
委員	具体的な質問です。
委員	外れていますよ。意見を言ったら質問しないというのは、会議の原則ではないですか。
委員	27頁の苦情等の申立ての第3項で、審議会では設置機関、区の附属機関である個人情報保護審議会などが妥当であるという旨がございますが、これは区のほうでは苦情等の申立て、7番のところには考えていらっしゃるのかなのか、お聞きしたいと思います。
総務課長	基本的には専門家会議の答申を尊重するという方向で、条例案を作成する考えです。この審議会の意見を聴くことができる、ということが専門家会議から答申されているわけですが、基本的にはこの意見を尊重するような形で進めていきたいと考えています。
会長	他にございますか。
委員	質問です。3頁にある準公共の場所ということについて、ここに想定されることが記載されています。詳細はこれからなのだと思いますが、現在はどうのような場所を想定されているか、この「規則で定める一定の」というところを、詳しくお聞きしたいです。
総務課長	詳しくは今後、規則で定めるといことなのですが、当面、現時点で考えていることは、例えば店舗についてはある一定以上の売り場面積、何平米以上とか、それから興行場、劇場などです。杉並区内には大きな劇場はないのですが、将来的には、公会堂ができたあかつきには、それが該当するのかと考えています。それから鉄道の駅構内といった、切符を買わないで自由に立ち入りできる、いわゆるコンコースです。そういう所が、準公共の場所として考えられると思います。これ以外についてもこれから検討しますが、現時点では概ねこの3つが考えられるところです。
委員	売り場面積だけで、職種であるとかはないのですか。面積だけなのでしょうか。
総務課長	そうですね。店舗については難しい問題を抱えています。売り場面積だけではなくて、もう1つの条件として、自由にその店舗を通り抜けられる、一般に買物客以外にも通行できる店舗というのがありますよね。そういうのも1つの条件として付すかどうか、というのも今後検討していきたいと考えて

	います。
委員	3頁の(4)防犯カメラ設置基準の届出という項目です。2番の公共機関の中で、国立や都立を除くとなっていますが、これは要するに国や都と協力して、杉並区として設置すべきものなのか、あるいは都のほうで考え方をそのまま杉並区に流してくるのか、あるいは全く区として、国立・都立の施設についてはタッチしないという考えなのか、その辺のところをお聞かせいただきたい。
総務課長	まず国の機関について、今般成立した行政機関個人情報保護法が保護の対象になるものと思われます。それから東京都、警視庁ですが、浜田山にスーパー防犯灯がついていますが、これは警視庁が設定した緊急通報装置付きの防犯灯システム運用要綱で運用されていることなどを踏まえて、対等な地方自治間で、一方的に義務を課すことは適切ではないという判断がございまして除外したものです。
会長	他にいかがでしょうか。それでは、保留の方が2人おられるわけですが、その2人を除いた多数決でこの諮問は決定ということにしてよろしいですか。
(異議なし)	
会長	それでは、そうさせていただきます。そうすると、いままでの諮問第36号から諮問第47号に対する、1つの答申案と、それから2つ目が諮問第48号、これが住基ネットとの関係のものですが、それについての答申と、いまの諮問第49号についての答申をしていくのですが、その案文を作るのにどのくらい休憩すればよろしいでしょうか。
区長室副参事	少し時間を頂戴できればと思います。4時半でよろしいでしょうか。
会長	4時半まで15分くらいありますね。
区長室副参事	よろしいですか。
会長	わかりました。
委員	これはどうなるのですか。6の項目はこれからですか。
会長	6は時間があれば。これは、この前の諮問第35号ですよ。
委員	はい。
会長	諮問第35号は前回3つやって、今回もまた出てきているのですが、細切れでそのようにやっていくのがいいのかどうかということもあります。実は今日も30分くらい、もしかしたら時間が残るかもしれないです。そうしたならば、そこで少し議論するのか、その辺はまだ、私としては態度を決めかねているところです。 それでは15分ということで、4時半まで休憩にします。
(休憩)	
会長	答申案ができたようなので、配付させていただきます。
(答申案の配付)	
会長	答申案はこの内容でよろしいでしょうか。特にご意見はございませんか。
(異議なし)	
会長	それでは、事務局から区長宛に答申書をお渡しください。
(答申文を区長室長に手渡し)	
会長	結論が出たので若干余計なことを言いますと、防犯カメラのほうですが、ちょっと押しつけがましい気が少しいたしますが、でも当然のことではあります。「区民のプライバシー保護に配慮する観点からの防犯カメラ設置及び利用に関する条例の策定にあたり、盛り込むべき事項は下記のとおりとする」という形で、前書きを付けてもらって、答申案にしたわけです。 では、他に何かございますか。
区長室長	ただいま答申を賜りましたので、お礼も含めてご挨拶申し上げたいと思います。 今期の当審議会の皆様方とは、7月に始めて半年間で3回の会合を、本日まで重ねてまいりました。毎回出される諮問の内容を見てみますと、本当に

	この半年間でも、大変な勢いでIT社会が進行しているのを目の当たりにするようです。特に本日の審議会においては、諮問第48号の住民基本台帳ネットワークに関わる個人情報保護に関する条例の規定の見直しと、諮問第49号の防犯カメラの設置と利用に関する条例の策定にあたり、この大きな2つの課題についてご答申いただき、本当にどうもありがとうございました。
会 長	他になければ、残っている諮問第35号の継続についてです。先ほど少しお話も出たのですが、20分くらいしか残っていませんので、諮問第35号については日を改めて、できれば一括して残りの部分を全部やれたらと私は思っております。事務局の都合等もあるのでよくわかりませんが、今日のところはともかく、諮問第36号は行わず、継続審議ということにさせていただきますと思います。
区長室副参事	<p>諮問第35号については継続審議ということになりましたが、諮問第35号の資料6の終わりのほうに、第4回の区議会定例会におきまして、杉並区個人情報保護条例の一部を改正する条例が、議決をいただいて成立いたしましたので、その新旧対照表を11頁以降にお付けしています。</p> <p>改正にあたりましては、前回の審議会に諮問させていただき、答申をいただいた上で、それを尊重いたしまして改正案を策定し、今回成立の運びになりました。皆様方には改めてお礼申し上げます。ありがとうございました。時間があれば概略を説明させていただくところですが、後ほどゆっくりお目通しいただければと思います。</p> <p>最後に次回の当審議会の日程ですが、来年2月17日(火)の午後2時から開催したいと存じます。どうぞご予定のほどをよろしく願います。</p>
会 長	閉会のあいさつ